

鹿保協発10-30号

2011年3月11日

厚生労働大臣 細川律夫 殿

鹿児島市下荒田3-44-18のせビル3階

電話番号099-254-8662

鹿児島県保険医協会

会長 高岡 茂

## 電子レセプトの文字規格についての要望書

当協会は、鹿児島県内の開業医を中心とする医師と歯科医師の団体です。現在、県内の医師・歯科医師約1,330名が加入し、良い医療制度の確立を目指して活動しています。

政府は高度情報通信ネットワーク推進戦略本部が策定した「IT新改革戦略」の「今後のIT政策の重点」の筆頭課題に「ITによる医療の構造改革ーレセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理」を打出すなどレセプト請求に関してITを駆使した方法を押し進めており現在に至っております。

ところが、レセプト電子請求において、一部の医療機関では、地方厚生（支）局長に届け出受理された医療機関名称に使用されている漢字が規格外で使えないという事例があることが分かりました。該当の医療機関では正式な医療機関名称で使っている漢字とは別に、請求時に使える漢字に“訂正”して請求したり、前者のように請求業務のみ医療機関名を“訂正”することができずレセコン内の医療機関名を使えるものに“訂正”した上で請求し、その後元に戻すという作業をしているとのこと。

レセプト電子請求に際して請求できる文字としては厚生労働大臣が定める方式として「内容を記録する文字の符号は、JISX0201-1976の8単位符号及びJISX0208-1983の附属書1にて規定されているシフト符号化表現（シフトJIS）によるものとする。」と規定されていますが（シフトJISの第2水準まで）、これは一般的な文字等約6,350文字を規定しているに過ぎず、全国にある全ての医療機関の正式な医療機関名を反映させるには程遠いのが現実です。一方で「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」や「レセプト電算処理システム電子レセプトの作成手引き」などによると、レセプト電子請求する際の医療機関名称は「地方厚生（支）局長に届け出た名称」とありますので、矛盾が生じています。

医療機関は国の政策を受け入れ、多額の設備投資をした上でレセプト電子請求をしておりますので、当然のことながら環境整備は充実させなければならないと考えます。

以上のことにより下記事項を強く要望いたします。

### 【要望事項】

一、レセプト電子請求の際に使用できる文字を、少なくとも医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た医療機関名で使用している漢字が適用となる範囲まで拡大させて下さい。